

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、長野県知事から、平成 25 年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成 26 年 9 月 1 日

長野県監査委員 吉 澤 直 亮  
 同 田 口 敏 子  
 同 上 野 紘 志  
 同 垣 内 基 良

【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般社団法人長野県文化振興事業団	団体等に対する指導事項 長野県文化振興事業団財務規程に基づく事務処理等の改善 事務処理等において、以下のとおり長野県文化振興事業団財務規程が守られていない事項がありましたので改善してください。 1 飯田創造館において、平成 24 年度は出納員の指定を行わず出納事務を行っていた。 2 飯田創造館の消耗品の購入において、立替払を行っている事例があった。 3 平成 23 年度の信濃美術館指定管理料のうち、変更増額（修繕費の精算）された 5,553,388 円について、年度内に金額が確定しているにもかかわらず、未収金として計上せず、平成 24 年度の収入として経理処理していた。	1 監査で指摘を受けた後ただちに出納員を指定し、出納事務のチェック体制を整えました。 2 原則として請求払いとするよう改めました。なお、講習会で使用するモチーフ（野菜、魚等）など、販売店の方針で請求払いとすることができないものについては、資金前渡により購入することとしました。 3 会計研修を実施し、どの館（所）においても期末の会計処理を正しく行うことにより、今後このようなことが起きないようにします。
ビジニナルグループ代表団体株式会社ビジニナル・サービスセンター	団体等に対する指導事項 1 備品現物照合の実施 長野県から貸与を受けている備品の現物照合が行われていませんので、定期的に行ってください。	1 半年に 1 回県貸与備品の現物照合を行うこととし、既に実施しました。 2 平成 26 年 10 月に入居団体を含めた防災訓練を行うとともに、当該訓練の準備に併せて、入居団体

	<p>2 センターにおける危機管理体制の整備</p> <p>危機管理対応マニュアルがセンターへの入居団体に周知されておらず、また、防災訓練が指定管理業務に従事する職員による実施となっていますので、センター全体の危機管理体制を整備してください。</p>	<p>へ危機管理マニュアルの周知を行います。</p>
	<p>所管課（健康福祉部地域福祉課）に対する指導事項</p> <p>1 ビジナルグループ（指定管理者）への適切な指導</p> <p>長野県社会福祉総合センターの指定管理業務に関し、以下のとおり不備がありましたので、指定管理者に対し、適切な指導をしてください。</p> <p>(1) 長野県から貸与を受けている備品の現物照合を行っていないこと。</p> <p>(2) 指定管理施設全体の危機管理体制が整備されていないこと。</p> <p>2 基本協定書の整備</p> <p>指定管理者が取得した備品の管理については基本協定書第23条に規定されていますが、備品の定義がありませんので整備してください。</p>	<p>1 半年に1回県貸与備品の現物照合を行うよう指導しました。</p> <p>平成26年10月に入居団体を含めた防災訓練を行うとともに、当該訓練の準備に併せて、危機管理マニュアルの入居団体への周知を行うよう指導しました。</p> <p>2 ビジナルグループ（指定管理者）制定の経理規程に物品の扱いについて、県と同一の規定を設けるよう指導しました。</p>
<p>長野県道路公社</p>	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>産業廃棄物の収集運搬・処分に関する事務処理の改善</p> <p>産業廃棄物の収集運搬・処分について、以下の不適切な取扱いがありましたので改善してください。</p> <p>1 産業廃棄物の収集運搬を行う際に、書面による委託契約を締結していない事例があった。</p> <p>2 産業廃棄物の処分において、</p>	<p>産業廃棄物の収集運搬・処分については、委託契約に基づく適切な取扱いを徹底します。</p> <p>1 書面による委託契約を締結します。</p> <p>2 処分対象の産業廃棄物の範囲について契約内容を改善します。</p>

	委託契約の対象外の品目（ホイール付タイヤ等）を委託処分している事例があった。	
--	--	--

【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
ビジニナルグループ 代表団体株式会社 ビジニナル・サービス センター	<p>所管課（健康福祉部地域福祉課）に対する検討事項</p> <p>長野県社会福祉総合センター指定管理に係る経費負担の適正化</p> <p>平成 24 年 2 月に当センターから中央児童相談所が退去し、空室が生じましたが、各室独立空調でないため、退去後も当該空室部分に冷暖房費用（平成 24 年度分は約 985 千円と試算）が発生しています。</p> <p>入居がない部分に係る冷暖房費用等の管理経費は指定管理者が負担することとなっていますが、この事例も含め、指定管理者の責によらない不測の費用については、指定管理者の過度の負担とならないよう一定の配慮が必要と考えます。</p> <p>については、施設の入退去に起因する管理経費など、現行の基本協定書では明確でなかったり想定されていない費用の負担のあり方を検討し、その結果を基本協定書のリスク分担表に明記するなど、適切な対応を図ってください。</p>	<p>ビジニナルグループ（指定管理者）と費用負担の在り方について再検討を行い、入居がない部分に係る共通管理経費については、併設機関及び入居団体にも負担を求めることとしました。</p> <p>このことについては、共通管理経費の負担方法について規定している「併設機関・入居団体に対する連絡事項」（指定管理者が制定）を平成 26 年 3 月 27 日付けで改定し、明確化しました。</p>

【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
しなの鉄道株式会社	<p>団体等に対する意見</p> <p>経営努力の継続</p> <p>平成 26 年度末に予定されている「北しなの線」の開業に向け、必要なハード面及びソフト面の準備を着実に進めてください。</p> <p>また、安全性確保に一層努める</p>	<p>1 北しなの線の開業準備について</p> <p>北しなの線の円滑な開業に向け、次の事項を遅滞なく進めます。</p> <p>(1) ハード面</p> <p>施設・設備等の整備（輸送指令システム、駅収入管理システム、車両基地の拡張等）</p>

	<p>とともに、積極的な増客策を講ずる等による収益力の増加及びコスト削減等による支出の抑制を引き続き行うことにより、健全な経営体質を維持するよう努めてください。</p>	<p>(2) ソフト面</p> <p>ア 運賃認可申請</p> <p>イ 北しなの線運営協議会と連携した利用促進</p> <p>ウ 飯山・小布施・軽井沢地区等を含む広域的な営業戦略の構築</p> <p>2 安全性の確保について</p> <p>(1) 安全運行体制の確立</p> <p>安全推進委員会の充実強化等安全管理体制の強化を図るほか、基本力の向上等安全な運行体制の確立に努めます。</p> <p>(2) 安全性の向上</p> <p>請負会社の施工管理に係る指導の強化や安全パトロールの充実等、安全性向上と事故防止の徹底に努めます。</p> <p>3 健全な経営体質の維持について</p> <p>(1) 収益力の強化</p> <p>観光列車の運行等旅客ニーズの多様化に対応した新たな経営戦略を展開し、利用促進を図ります。</p> <p>(2) 支出の抑制</p> <p>ア 安全対策等を考慮した上での経費の削減</p> <p>イ 合理化、業務の外部委託等徹底的なスリム化を図るとともに、労働生産性の向上に努めます。</p> <p>ウ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動の導入・実践により、業務の効率化、生産性の向上を図ります。</p> <p>4 以上の取組の着実な実施により、しなの鉄道第三次中期経営計画で目指す目標を達成し、健全な経営体質の維持に努めます。</p>
<p>一般社団法人長野県文化振興事業団</p>	<p>団体等に対する意見 中長期的な視点に立った人材</p>	<p>前回の監査結果に添えられた意見に対する方針に基づき、会計事務所</p>

	<p>の育成・確保</p> <p>文化会館等の指定管理者の選定が公募から非公募に変更され、中長期的な展望を立てる環境が整ってきたと思慮されますので、事業団の中核を担う人材の育成・確保に努めてください。</p>	<p>と連携して年1回の会計事務研修を実施するとともに、各種研修へ積極的に参加させることにより中枢を担う人材を育成していきます。</p> <p>また、人材の確保については、指定管理者の選定が非公募となったものの、指定管理料の削減、長野市や上田市に新文化施設が開館することなどに伴う利用料金収入の減少が見込まれ、財政的には非常に厳しい状況であるが、平成26年度においては、プロパー職員2名（事務職1名、舞台技術職1名）を採用しました。</p> <p>今後も引き続き人材の育成・確保に努めてまいります。</p>
	<p>所管課（企画部生活文化課）に対する意見</p> <p>県立文化施設の計画的な施設整備</p> <p>文化会館等の県立文化施設は、障がい者や高齢者にとっての利便性の向上が図られてきているものの、充分でないものがあります。</p> <p>障がい者や高齢者が利用しやすい施設になるよう、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化など、計画的に施設整備を行ってください。</p>	<p>所管課（平成26年4月組織改正により、県民文化部文化政策課）の報告</p> <p>バリアフリー化等の大規模修繕は「県有財産ファシリティマネジメント基本方針」に沿いながら文化施設全体の修繕計画の中で整備を進めるとともに、トイレの洋式化など小規模修繕は、指定管理料の修繕費により計画的に整備を進めます。</p>
<p>地方独立行政法人長野県立病院機構</p>	<p>団体等に対する意見</p> <p>財務体質の強化</p> <p>職員数1,265名、総資産386億余円（平成24年度末）を擁する当機構は、設立後3年を経過し、この間、第1期中期計画（平成22年度～26年度）に沿った各種の経営改善に取り組み、平成24年度は営業収益213億余円、純利益6千8百万余円を計上するなど成果を上げてきました。</p> <p>一方で、純資産は4億3千7百</p>	<p>当機構は地方独立行政法人化以後、職員体制の強化や施設整備により、新たな施設基準や加算を積極的に取得するなど、収益力の向上に取り組む、累計で県から示された中期目標の一つである「経常収支比率100%以上」及び「資金収支の均衡」を達成するとともに、中期計画を上回る経常利益を確保して参りました。</p> <p>今後も診療データの分析などによる経営状況の分析などにより、引き</p>

	<p>万余円（平成 24 年度末）で、自己資本比率は 1.1%という状況にあります。</p> <p>当機構の地域医療や高度医療・専門医療の提供といった公的使命と公営企業型地方独立行政法人としての経済性の発揮の必要性を踏まえ、県民によりよい医療を提供していくためには、将来にわたって、県と連携の上、安定的な運営を行っていく必要があります。</p> <p>このため、次期中期計画については、次の事項について考慮し、策定することが望まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 より高い経常利益と純利益の継続的な確保による地域医療水準の向上</li> <li>2 安定した経営を確保する上での自己資本比率の向上</li> </ol>	<p>続き収益力の向上、経営改善に取り組み、財務体質の強化に努め、地域医療水準の向上を図って参ります。</p> <p>自己資本については、設立当初、地方独立行政法人法の規定により設立団体の県から設定されたものであり、当機構としては、経営努力により利益剰余金を積み増すことで自己資本比率を高めていくよう努めていきたいと考えております。</p> <p>地方独立行政法人として、県民によりよい医療を提供するためには、将来にわたって、県と連携し、安定的な経営を行っていく必要があることから、御意見を踏まえ、次期中期計画を策定して参ります。</p>
--	---	---

監査委員事務局